

○ 農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^総農林水産省^府令第十三号）

改 正 案				現 行			
（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。				（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。			
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(略)	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(略)	(略)
第二区分	单体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇六（略） 七 法第十条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯	(略)	第二区分	单体自己資本比率 〇パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇六（略） 七 法第十条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯	(略)

第二区分	(略)	(略)	(略)	2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
率	連結自己資本比	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	命令	2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
上四パーセント	二パーセント以上	一〇八（略）	九 法第十条第六項各号に掲げる					

第二区分	(略)	(略)	(略)	2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	する事業を除く。）又は同条第七項、第八項若しくは第九項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
率	連結自己資本比	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	命令	2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	する事業を除く。）又は同条第七項、第八項若しくは第九項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
上四パーセント	二パーセント以上	一〇八（略）	九 法第十条第六項各号に掲げる					

3・4 (略)	(略)	
	(略)	未満
	(略)	事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)

3・4 (略)	(略)	
	(略)	未満
	(略)	事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項、第八項若しくは第九項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)